

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質 問 者 (議席番号)	質 問 項 目
9	門 田 直 樹 (15)	<p>◆太宰府歴史スポーツ公園について 太宰府歴史スポーツ公園について伺う。</p> <p>(1) 倉庫の撤去に関して 昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。</p> <p>(2) 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について 当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。</p> <p>(3) 多目的広場の芝生の面積について 公園台帳 9930.9㎡、指定管理仕様書 7539㎡と数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。 また、測量の時期や方法ではなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。</p> <p>(4) 市民が利用できない都市公園 12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことではなく、実態を指してのことである。 同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。</p> <p>(5) 太宰府市公園条例について 3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。 したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除去されるべきと考えるが、ご所見を伺う。</p>

【質問本文】

太宰府歴史スポーツ公園について伺う。

①倉庫の撤去に関して

昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。

また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。

②芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について

当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。

③多目的広場の芝生の面積について

公園台帳 9930.9 m²、指定管理仕様書 7539 m²と数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。また、測定の時期や方法ではなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。

④市民が利用できない都市公園

12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことではなく、実態を指してのことである。

同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。

⑤太宰府市公園条例について

3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。

したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除去されるべきと考えるが、ご所見を伺う。